

作成日 令和7年12月24日

令和8年度 施行

地域活動支援センター事業委託 その2

(健康福祉課障がい福祉係)

公示用

地域活動支援センター事業委託 その2

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
人件費		12	月		
車両費		12	月		
光熱水費		12	月		
家賃		12	月		
事務費		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

別紙

業務処理仕様書

1 業務の目的

- (1) 障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会参加の場とするとともに、地域社会との交流の促進を図る。
- (2) 相談・育成・マッチング・就労定着支援、更には、生活情報等の提供を行うとともに、障がい者を雇用する事業所への職域開拓・雇用ノウハウ指導等を総合的に行うことで障がい者の雇用を促進し、障がい者が安心して地域で暮らしていける共生型地域社会の実現を目指す。
- (3) 一般就労を果たした障がい者の就労継続のため、総合コーディネーターにより就業面や生活面のサポートを行う。

2 業務の内容

(1) 地域活動支援センター業務

- ①障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供すること
- ②障がい者に地域社会との交流の機会を提供すること
- ③送迎サービス

(2) 就労支援業務

- ①就労希望者への相談・育成・マッチング・就労定着支援、生活情報等の提供
- ②総合コーディネーターの人材育成
- ③障がい者を雇用する事業所への支援
 - ア職域開拓支援（障がい者雇用による生産性の向上を図る職域開拓）
 - イ雇用ノウハウ、知識（安全管理・法律・助成金等）の向上支援
 - ウ雇用後の職場定着支援（企業内支援者及び障がい者双方への教育的支援）
- ④就労系サービス事業所利用者へのステップアップに係る相談支援

3 業務の対象者

(1) 地域活動支援センター業務

- ①芽室町に在住し、住民基本台帳法に基づき住民票に記録されている 18 歳以上の障がい者
- ②芽室町外に在住する者のうち、介護給付費等の障害福祉サービスの支給決定を芽室町が行っている 18 歳以上の障がい者

(2) 就労支援業務

- ①芽室町に在住し、住民基本台帳法に基づき住民票に記録されている障がい者等のうち、町内外の就労系サービス事業所利用者及び就労を希望する者
- ②芽室町に在住し、住民基本台帳法に基づき住民票に記録されている一般就労中の障がい者等

③障がい者等を雇用している事業所及び障がい者等の雇用を検討している町内事業所

4 業務の実施方法等

- (1) 芽室町地域生活支援事業の実施に関する条例及び芽室町地域活動支援センター事業に関する規則を遵守して行う。
- (2) 北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守して行う。
- (3) 業務中の事故等については本人の過失を除き、受託者がその責任を負う。
- (4) 実施場所については、受託者の事務所とする。(対象者宅訪問、事業所や企業への連絡調整等の場合は除く)
- (5) 実施時間については、受託者の業務時間内とする。(支援業務上、必要に応じて時間外対応も可能とする)
- (6) 地域活動支援センター事業の利用者状況集計表、利用者状況及び一般就労者への支援実績について、毎月任意様式により作成し、翌月 10 日までに報告するものとする。